

株式併合に係る株主総会決議においてその通知および事前開示の瑕疵が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 1 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 21191 号
【事 件 名】 株主総会決議取消請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 会社法 299 条・831 条
【掲 載 誌】 金判 1614 号 36 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25587275

中央学院大学講師 林 孝宗

事実の概要

被告である Y 会社は、家庭用家具の製造販売等を目的とする、資本金 38 億 8750 万円の株式会社である。Y 会社は、平成 25 年 7 月から平成 31 年 2 月 12 日までの間、JASDAQ スタンダード市場にその株式を上場していた。また、原告である X 会社は、有価証券等の売買などを目的とする合同会社であり、後述する Y 会社の株式併合を決議した臨時株主総会（以下、「本件株主総会」という。）が開催された令和元年 5 月 8 日時点で、Y 会社の株式 1 株を保有する株主であった。

Y 会社は、その株主を、大株主であった A 株式会社、B 株式会社、C 株式会社、D 株式会社（以下、合わせて「本件株主ら」という。）のみとし、Y 会社を非公開化することを目的として、平成 31 年 1 月 23 日に開催した Y 会社の臨時株主総会の決議に基づき、同年 2 月 15 日を効力発生日として、Y 会社株式 4 万 9842 株を 1 株に併合する株式併合（以下、「第 1 回株式併合」という。）を実施した。第 1 回株式併合に伴い、Y 会社の株式は、平成 31 年 2 月 12 日付けで上場廃止となり、同月 15 日付けで第 1 回株式併合の効力が発生した。

ところが、X 会社の代表社員である F が、第 1 回株式併合の効力発生日前に Y 会社株式を買い増し、4 万 9842 株を超える数の株式を保有したことから、第 1 回併合後も Y 会社株式 1 株を保有することとなった。そこで、Y 会社は、第 1 回株式併合の目的を達成するため、平成 31 年 4 月 23

日付けで取締役会を開催し、同取締役会において、Y 会社の取締役 G の賛成によって、Y 会社株式 2 株を 1 株に併合する第 2 回株式併合（以下、「本件株式併合」という。）の承認および定款の一部変更を目的とする臨時株主総会を招集する決議（以下、「本件取締役会決議」という。）がなされた。Y 会社取締役のうち、取締役 G 以外の取締役は、本件株式併合につき利害関係を有していたため、本件取締役会決議に参加しなかった。平成 31 年 4 月 23 日から令和元年 5 月 8 日まで、Y 会社代表取締役は A 会社の発行済株式をすべて保有しており、取締役 H は B 会社取締役、取締役 I は C 会社取締役、取締役 J は B 会社代表取締役、取締役 K は C 会社代表取締役を兼任していた。しかし、Y 会社は、特別の利害関係を有する取締役の範囲の解釈によって、後に同決議が取締役会の定足数を充足しないと判断されるおそれがあると考えて、上記決議がなされた直後に、会社法上の定足数の充足を確保するため、Y 会社代表取締役および取締役 G を除く、4 名の取締役によって、本件株主総会の招集につき再び取締役会決議がなされた。なお、Y 会社は、本件株主総会を開催するにあたって、議決権行使の基準日を定めなかった。

Y 会社は、平成 31 年 4 月 23 日付けで、本件株主総会に係る招集通知（以下、「本件招集通知」という。）を、同日時点における Y 会社の株主名簿に記載された株主に送付し、本件招集通知は、同月 24 日には F を含む Y 会社の株主全員に到達している。X 会社は、代表社員 F から Y 会社株

式1株を譲り受け、令和元年5月7日にY会社株主名簿に上記の旨の名義書換がなされた。そして、令和元年5月8日に本件株主総会が開催され、株式併合および定款の一部変更に係る議案が可決され、本件各決議は成立した。同日時点において、Y会社の株主は、A会社(45株)、B会社(8株)、C会社(8株)、D会社(4株)、X会社(1株)であった。本件株主総会には、Y会社代表取締役、取締役GおよびI、代表社員Fが出席している。ちなみに、取締役Iは、本件株主らが提出した委任状に基づき本件株主らの代理人として出席しており、いずれの委任状にも各議案の賛成欄に丸印が付されていた。その後、令和元年5月17日、本件株式併合の効力が発生し、Y会社の発行済株式総数は33株となって、X会社は1株に満たない端株株式の保有者となった。また、平成31年4月23日には、Y会社は自己株式の消却も行っている。

そこで、X会社は、本件招集通知を再度送付されなかったこと等について、本件株主総会の招集手続に瑕疵があるとして、株主総会決議取消しの訴えを提起した。

判決の要旨

請求棄却。

「Y会社は、本件株主総会を開催するに際して議決権行使の基準日を定めておらず……このような場合、株主総会の招集通知は、その発送の時点において株主名簿に記載又は記録されている株主に対して発送すれば足り、招集通知の発送後、その株主総会の開催までに株式譲渡により株式を取得した株主がいたとしても、当該株主に改めて招集通知を発送する必要はないと解される。なぜなら、招集通知の発送後の株式の譲受人は、譲渡人の認識を通じて株主総会開催の事実を了知して自らの権利を確保することが可能であるからである。そして、Y会社は、平成31年4月23日付けで、Fを含む同日時点の株主名簿上の株主全員に本件招集通知を発送しているから……本件株主総会の招集手続に瑕疵はないというべきである。」

「X会社は、本件招集通知は会社法181条1項に基づく通知には当たらないと主張する。しかし、同項に基づく通知の趣旨は、株主に株式併合を予告して権利行使の機会を与える点にあるから、株主が会社法180条2項各号の事項を了知できる

方法で通知すれば足り、一通の書面で複数の規定に基づく通知を兼ねることも可能であると解される。そして、上記のように解する限り、同項各号の事項が記載された本件招集通知は、会社法181条1項に基づく通知を兼ねているといえる。」

「会社法施行規則33条の9の第2号口は、株式会社が最終事業年度を定めていない場合〔ママ〕の貸借対照表の開示義務を定めるのみであるから、最終事業年度がある株式会社には適用されない。そして、Y会社は最終事業年度を定めているから……会社法施行規則33条の9の第2号口は適用されない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、上場会社であったY会社が非公開化するために株式併合を実施したものの、一部の株主が残存したため、再び株式併合を実施することで残存株主がキャッシュ・アウトされた事案である¹⁾。本判決は、株式併合に係る株主総会決議において、基準日を定めなかった際の株式譲受人に対する総会招集通知の要否、株式併合に係る決議事項の通知および事前開示の瑕疵を判断した裁判例として意義を有するものである。他にも、本件では、株式併合に係る端数処理交付金額の相当性や特別利害関係人の議決権行使などについても提示しているが、本稿では、紙幅の関係上、上記の論点を中心に検討する。

二 基準日を定めなかった際の株式譲受人に対する総会招集通知の要否

本件では、本件株主総会について、Y会社は、基準日を定めずに、総会招集通知を株主名簿に記載された株主宛に送付している。そこで、原告であるX会社は、基準日を定めなかった以上、総会招集通知の送付から総会開催日までの間に株式を譲り受けた者にも総会招集通知を再度送付すべきであったとして、決議取消しの訴えを提起している。会社法上、基準日を定めていた場合、その基準日時点で株主名簿に記載されていた者に対して総会招集通知が送付される(同法124条、126条1項)。また、株主総会では、基準日時点における名簿上の株主が議決権行使を行うこととなり、基準日後に株式を譲り受けた者(基準日後株主)は、

原則として、議決権を含む基準日に係る権利を行使できないこととされている（同法 124 条 4 項）。

他方で、本件のように、基準日を定めていなかった場合、会社が総会招集通知を送付する株主とは、送付時点において株主名簿に記載されている株主である。総会招集通知の送付から総会開催日までの間に株式が譲渡された場合、株主名簿の名義書換があるまでは、株式譲受人が総会において議決権行使をすることはできない²⁾。また、上記の期間内に株主名簿の名義書換がなされた際に、株式譲受人がどのように取り扱われるかについては必ずしも明らかではない。名義書換が完了している以上、株式譲受人は総会に参加し議決権を行使できることとなるが、総会招集通知は株式譲渡人に送付されており、株式譲受人が議題等の総会に係る情報を得ることができない状況が発生する。従来の学説では、株式の譲渡および名義書換のタイミングによっては総会招集通知を送付する時間的余裕がないこともあって、名義書換の際に通知すれば足りると解しているようである³⁾。

本判決において、裁判所は、基準日を定めていない状況下で、総会招集通知の送付後に株式を譲り受けた者は譲渡人の認識を通じて総会開催の事実を了知し自らの権利を確保できるとして、Y 会社は譲受人である X 会社に総会招集通知を再度送付する必要はないと判示している。本件は、譲受人である X 会社が、代表社員である F から株式を譲渡されており、総会招集通知がなかったとしても譲受人が総会に係る情報を得られる状況だったことから、本判決のように解しても問題がなかったといえる。しかしながら、前述したように、会社法上、譲受人が譲渡人を通じて総会に係る情報を得られるとは限らない。また、Y 会社は、基準日を定めていない以上、新たな株主になった譲受人に対して総会招集通知を再度送付するコストを甘受することもやむを得ないように思える。特に、本件のようなキャッシュ・アウトの場面では、譲受人は総会に参加するまでに株式併合に係る情報を十分に把握することが望ましい。そのため、Y 会社は、原則として譲受人に対し総会招集通知を再度送付しなければならないと解すべきである。ただし、株式の譲渡等のタイミングを考慮し、名義書換時に通知することも許容すべきであろう。このように、本判決の結論自体は妥当であったといえるが、その理由づけには若干の疑問がある⁴⁾。

三 株式併合に係る決議事項の通知および 事前開示の瑕疵

本件において、X 会社は、株式併合に係る決議事項の通知（以下、「株式併合通知」という。）および事前開示の瑕疵があったとして、決議取消しの訴えを提起している。

会社法上、株式併合を行うためには株主総会の特別決議を経る必要がある（同法 309 条 4 号）、①併合の割合、②効力発生日、③種類株式を発行している場合には併合する株式の種類、④効力発生日における発行可能株式総数を決議事項として定めなければならない（同法 309 条 2 項各号）。上記の決議事項は、効力発生日の 2 週間前（株式併合によって 1 株未満の端数が生じる場合には 20 日前（同法 182 条の 4 第 3 項））までに、株主（および登録株式質権者）に通知または公告することが求められている（同法 181 条）。当該通知の趣旨は、キャッシュ・アウトが生じた際に株主の権利行使の機会を与えるためであるとされている⁵⁾。また、この株式併合通知に瑕疵があった場合には決議取消事由になるものと思われる。

本判決で、裁判所は、株式併合通知について、株主に対して株式併合を周知し権利行使の機会を与える趣旨であり、株主が了知できる方法によって通知すれば足りるとしている。そして、Y 会社の総会招集通知は、株式併合通知も兼ねていたとして瑕疵は認められないと判示している。総会招集通知の趣旨は、株主が株主総会に向けて準備・出席する機会を与えるためであって⁶⁾、株式併合通知とはその趣旨が異なるものである⁷⁾。会社法上、各々の通知期間も異なるものとなっている（同法 299 条 1 項など）。そのため、本来的には、総会招集通知とは別に、株式併合通知を効力発生日より 20 日以上前までに行わなければならない⁸⁾。ただし、会社法には、株式併合通知の方法をどのように行うべきかは定められていない。そこで、会社法上の通知期間内であって、株式併合通知に記載すべき内容が含まれているのであれば、総会招集通知について、株式併合通知を兼ねることを例外的に認めても問題ないと思われる。本件では、総会招集通知に株式併合通知に記載すべき内容が含まれており、効力発生日である令和元年 5 月 17 日の 20 日以上前の平成 31 年 4 月 23 日時点で株主に招集通知を送付しており、株式併合通知に求められる通知期間が不足していたわけ

もない。このように考えると、本判決の判断は妥当であったように思われる⁹⁾。

次に、事前開示については、前述した決議事項を記載した書面を本店に備え置き株主の閲覧等に供さなければならず、その期間は株主総会の会日2週間前の日または株主に対する通知・公告の日のいずれか早い日から効力発生日後6ヶ月が経過するまでの間とされる(同法182条の2第1項各号)。また、計算書類等の本店備置き等は一般的に義務付けられている(同法442条)。会社法施行規則33条の9は、株式併合に係る事項に関する書面等の備置き等を定める会社法182条の2第1項を受けて、株式併合に関する事前開示事項を定めており、最終事業年度がないときには成立の日における貸借対照表などを開示しなければならない(会社法施行規則33条の9第2号イ・ロ)。このような事前開示の瑕疵があった場合には、決議方法の法令違反として、株主総会決議取消しの訴えの取消事由に該当するものと解されている(同法831条1項1号)¹⁰⁾。

本判決では、Y会社が本店に備え置かなければならなかった事前開示書類のいくつかの事項で瑕疵があったか否かを逐次検討している。その中で、本稿では、会社法施行規則33条の9の第2号ロにある貸借対照表の開示義務の瑕疵を検討する¹¹⁾。本判決で、裁判所は、Y会社が最終事業年度の貸借対照表を本店に備え置いていたか否かには言及せず、同規則33条の9の第2号ロにある貸借対照表の開示義務は、最終事業年度がない会社にのみ適用されるものであって、Y会社は最終事業年度があり適用されないと判示している。しかしながら、同規則は、最終事業年度がない会社であっても貸借対照表の開示義務が免れていない旨を規定しているだけであって、その文言から最終事業年度がある会社に対して、貸借対照表の開示義務が免除されるとは読めない。そして、同規則33条の9の第2号イは、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の開示を求める規定であるが、そもそもこのような開示は、計算書類(最終事業年度の貸借対照表等)の開示を前提とするものといえよう。

本件において、Y会社は、最終事業年度があるにもかかわらず、貸借対照表が本店に備え置かれていたか否かについては明らかにされていない。そのため、Y会社が、本店に貸借対照表を備え置

いていなかったとすれば、事前開示の瑕疵があったものと解されることになろう¹¹⁾。

●——注

- 1) 本件判批として、受川環大「判批」金判1622号(2021年)2頁以下、弥永真生「判解」ジュリ1560号(2021年)2頁以下がある。
- 2) ただし、最判昭30・10・20民集9巻11号1657頁以下によると、株主名簿の名義書換が未了であっても、会社側から株式譲受人を株主として取り扱うことは可能である。
- 3) 弥永・前掲注1)3頁、上柳克郎=鴻常夫=竹内明夫編『新版 注釈会社法(5)』(有斐閣、1986年)41~42頁[前田重行]。
- 4) また、本判決では、仮に株主総会の招集通知に瑕疵があったとしても、代理人を含めて株主全員が出席し、総会の目的事項を了知して参加していたとして、全員出席総会であったとして適法であったと判示している。
- 5) キャッシュ・アウトが生じない場合、当該通知は、株主に対して株式併合が行われることを単に周知する目的であることから、瑕疵があったとしても株式併合の効力には影響を与えないものと解されている。江頭憲治郎=中村直人編『論点体系 会社法2〔第2版〕』(第一法規、2021年)113頁[仁科秀隆]。
- 6) 岩原伸作編『会社法コンメンタール7』(商事法務、2013年)78頁[青竹正一]。
- 7) 受川・前掲注1)4頁。
- 8) 受川・前掲注1)4頁。
- 9) 受川・前掲注1)4頁は、株式併合通知に記載すべき事項がすべて記載された総会招集通知が株主全員に対して効力発生日の20日前に送付されていたことから、株式併合通知の欠缺という瑕疵は実質的に治癒されたと評価できると述べている。
- 10) 株式併合に係る事前開示の瑕疵について取消事由に該当するとの見解として、船津浩司「キャッシュ・アウト——全部取得条項付種類株式・株式併合」神田秀樹編『論点詳解 平成26年改正会社法』(商事法務、2015年)187頁、山下友信編『会社法コンメンタール4』(商事法務、2009年)98頁[山下友信]がある。
- 11) 受川・前掲注1)5頁。また、弥永・前掲注1)3頁は、最終事業年度における貸借対照表をY会社の本店に備え置かなかったことが決議取消事由を構成すると解さなければ、同規則33条の9第2号ロが最終事業年度を定めている会社に適用されないものとされていることの根拠が失われると述べている。